e　提出会社が第１四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（dの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下eにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意⑹のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⑴ａ中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意⑱ｂを次のように改める。

b　指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⑱ｄ中「特定会社」を「提出会社」に「作成した場合」を「作成したとき」に改め、第四号の三様式記載上の注意⑱ｅを次のように改める。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑳により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⑱において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⑱ｂ中「特定会社」を「連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社」に改め「除く。）」の次に「、修正国際基準又は米国基準」を加え「初めて」を削り、同記載上の注意⑱に次のように加える。

ｉ　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲から㉔までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

第四号の三様式記載上の注意⑲中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意㉚の次に次のように加える。

㊲　修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意⑸ａ中「特定会社（中間連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が」を削り「に限る。以下この様式において同じ。）」の次に「又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意⑹及び⑼ａ中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意㉔ｃを次のように改める。

c　指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意㉔ｄ中「特定会社」を「提出会社」に「作成した場合」を「作成したとき」に改め、同記載上の注意㉕ａ中「指定国際会計基準」の次に「又は修正国際基準」を加え、同記載上の注意㉕ｂ中「又は指定国際会計基準」を「、指定国際会計基準又は修正国際基準」に改め、同記載上の注意㊸の次に次のように加える。

（43―２）　修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第二号中「その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行」を削り、同条に次の二号を加える。

三　修正国際基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

四　外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

第三十八条の四第二号中「その他外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行」を削り、同条に次の二号を加える。

三　修正国際基準において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

四　外国における公正妥当な企業会計の基準又は慣行において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

別紙様式第十三号注意事項３⑵中「会社をいう。」の次に「⑶及び⑷において同じ。」を加え、同注意事項３⑶中「関連会社等」の次に「（関係会社のうち、親会社又は子会社のいずれにも該当しないものをいう。）」を加え、同注意事項３⑷中「親会社、子会社、関連会社等」を「関係会社」に改め「連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び」の次に「連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに」を「連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）」の次に「又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められるこれらの書類に相当するもの」を加える。

別紙様式第十七号の三注意事項１⑷、⑸及び⑹中「指定国際会計基準等」を「指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行」に改め、同注意事項１⑺を削り、同注意事項４⑸中「指定国際会計基準等」を「指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行」に改める。